

## 被表彰者の推薦について

### 1. 推薦の範囲

推薦の範囲は、食品ロス削減の推進に資する取組を実施している者であり、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる活動を行った者であって、次の各号に掲げるもののうち、いずれかの活動を行った者とする。

- (1) 食品ロス削減に関する普及啓発、教育及び推進等に関する活動
- (2) 食品ロスに関する調査・研究等の活動
- (3) 食品ロスに関する情報の収集及び提供等の活動
- (4) 食品ロス削減のための活動
- (5) 上記各号に準ずる先進的・画期的な活動

### 2. 推薦の手続

- (1) 表彰を受けるべき者の推薦を行おうとする者は、自薦・他薦を問わず、推薦調書(様式)により推薦するものとする。

なお、推薦するに特にふさわしいと認められる者がいる場合には、消費者庁は候補者を推薦できるものとする。

- (2) 推薦に当たっては以下の点を考慮することとする。

ア 推薦対象は、活動が将来にわたり継続されることが見込まれる者とする。

イ 団体の構成員としての活動が他の模範となる個人については、推薦する対象を、当該個人が属する団体等とする。ただし、団体の構成員としてではない個人の活動が他の模範となる場合は、推薦する対象を当該個人とする。

- (3) 推薦に際しては、様式に従い、第1項各号のいずれに該当するかを明記するとともに、推薦される個人又は団体等の経歴、表彰等の理由となる功績等を具体的に明記する。